令和７年８月４日

文部科学大臣
　阿部　俊子　殿

公明党文部科学部会
部　会　長　　浮島　智子
部会長代理　　下野　六太
部会長代理　　平林　　晃

令和８年度予算概算要求等に向けた重点政策提言

令和８年度予算概算要求にあたり、以下の重点施策について、所要の予算の確保に努められるよう提言する。

最重点要望

（１）子どもたちの安全を守る

教育職員等による児童生徒性暴力等の根絶のため、国公私立の幼小中高校における特定免許状失効者等データベースの適切な活用支援のための予算を確保するとともに、関係省庁と連携して日本版 DBS との連携等の総合的な対策を加速化させること。「生命（いのち）の安全教育」の実施、総合的な相談窓口の開設など、子どもたちを性犯罪・性暴力から守る総合的な対策を推進すること。また、学校の内外の安全強化のために、学校や通学路を巡回指導するスクールガードリーダーの増員、および教職員や児童生徒、保護者、地域の機関等が協働して、学校内外の安全な教育環境の整備に取り組む学校を認証する制度「セーフティプロモーションスクール」の全国普及を促す施策に取り組むこと。

（２）学校給食の無償化、高校教育の無償化の実現

こども家庭庁や農林水産省等と連携した学校給食の無償化と質の向上の実現、高校教育の無償化および高校生等奨学給付金の中間層への拡大と教育の質の向上の実現に向け、政府全体で安定財源を確保し、速やかに取り組むこと。

（3）科学技術予算・投資の倍増

科学技術を我が国の経済再生の原動力として、国際競争を勝ち抜くため、科学技術予算・投資を倍増させること。官民学連携の強化、若手研究者をはじめとした人材育成・支援、イノベーションの持続的な創出に向けた大学・高校・高専等の機能強化、そのための基盤的経費や科研費等の競争的研究費の増額、グローバルな視点での国際頭脳循環の強化、AI for Science を通じた科学研究の革新等を着実に進め、科学技術創造立国を構築すること。

（4）文化芸術関連予算の拡充

文化芸術活動は「心の安全保障」として平和の構築のために一番求められているものであり、文化芸術関連の予算を国際的にそん色のない水準まで拡大し、文化芸術の力を最大限発揮させていくこと。特に体験機会の確保、コンテンツ振興・クリエイターへの支援、文化施設の機能強化、文化財保存・活用の推進、文化財や地域の文化資源等による地域活性化に取り組むこと。

（5）令和型の質の高い公教育再生の加速化

予測困難な VUCA の時代を柔軟に生き抜く主体的な子どもの育成をめざし、あらゆる子どもたちが誰一人取り残されることなく、一人ひとりに光が当たり、多様で柔軟な学びができ、こどもたちが生きる歓びに輝く教育へと改革するため、個別最適で協働的な学びにより柔軟な教育課程の実現を進め令和型の質の高い公教育の再生に取り組むこと。また、次代を見据えた大学教育改革、高校教育改革等への国の支援の抜本強化を図ること。

（6）教育費用の負担軽減

体験活動の負担軽減、大学生等の修学支援新制度について速やかに中間所得層への対象拡大を進めること。奨学金（有利子・無利子）の年収制限引き上げによる対象拡大、修学支援新制度に採用された学生への無利子奨学金の併給、民間による給付型奨学金の増設支援に取り組むこと。大学等卒業後において、奨学金を企業等が肩代わり返還支援を拡大するための施策の取組みや、月々の返還額を自分で決められる減額返還制度の充実を図り、切れ目のない教育費の負担軽減に取り組むこと。また、大学等進学以外でも自分の強みや得意を伸ばして文化芸術分野やマイスター等の専門性が求められる職種等に進む若者への支援の創設を検討すること。

（7）日本で開催される大規模国際大会への支援

2026 年のアジア競技大会やアジアパラ競技大会、2027 年のワールドマスターズゲームズ等の日本で開催される大規模国際大会の成功をめざし、各大会の有する国際的な意義や重要性を踏まえた財政・人的その他必要な支援を国として行うこと。

（8）誰一人取り残されない学びの保障

不登校の児童・生徒や、発達障がい、医療的ケア児等、多様な状況にある子どもたちの学びを保障するため、学びの多様化学校における教育事例や、ICT の活用事例についてのデータ分析・情報共有に取り組むこと。専門家による教育相談体制の構築、スペシャルサポートルームの全校設置、学びの多様化学校 300 校の設置、夜間中学の設置・充実（各都道府県・指定都市に 1 校以上）の促進支援、および人材配置に取り組むこと。また、関係省庁と連携して保護者の孤立や離職を防ぐ施策を推進するとともに、総合的な情報提供の仕組みの構築に速やかに取り組むこと。

（9）新しい時代の学びの実現に向けた学校施設の整備

学校施設の安全・安心を確保しつつ新しい時代の学びを実現するため、体育館の空調整備の加速化、教育環境の向上と老朽化対策の一体的整備、防災機能強化、脱炭素化やバリアフリー化、特別支援学校の教室不足の解消等に対応した施設整備や衛生環境改善等を計画的・重点的に推進すること。

重点要望

1. 公教育の輝きの再生へ

➢ 「多様な子どものニーズや地域の実態に応じた柔軟な教育課程の促進に向け、学習指導要領の改訂と併せて、伴走支援にも取り組むこと。

➢ 少子化が進展する中にあっても、質の高い学びの継続の観点から、学校の適正規模・適正配置を図る自治体への支援に努めるとともに、部活動の地域展開の全国実施を加速するための十分な財政支援を行うこと。

➢ 「チーム学校」を全国で構築し、子どものニーズに合わせた多様な教育とケアが実施されるべく財政の措置を講じ支援すること。

➢ 教師自身も教育の専門家として成長することが公教育再生の要であり、これを目指した教員養成プログラムの実施や、先進校での教育実習・留学の促進、また教員・管理職の先進校での実務研修の実施を支援すること。

➢ 教員の創意工夫による授業等の奨励、教育実践プラットフォームの構築、エビデンスの収集・分析・共有に取り組むこと。また、世界の教職員の連携・指導情報の共有など、教育のグローバル化と地球市民教育を推進すること。

➢ 教員が子どもたちに向き合える環境をつくるために、2029 年度までを「教員の働き方緊急改革期間」と設定し、今日の学校や教員を取り巻く状況等を踏まえ、まずは「学校・教師が担う業務に係る三分類」をアップデートした上で給特法に基づき文部科学大臣が定める指針に位置付け、教職員業務の徹底した削減と財政支援に取り組むこと。人材確保法を踏まえ、教員の処遇を抜本的に改善し、職務の負荷に応じたメリハリある給与とすること。また、社会保険労務士や法律家など外部の専門家が加わった教員の勤務相談窓口の設置を進めること。

➢ 教員業務支援員等の支援スタッフの充実及び教職員との連携・協働の推進、令和 8 年度からの中学校 35 人学級の着実な実施のための義務標準法の改正や小学校の教科担任制の推進を含む学校の望ましい指導体制の構築、学校の保護者等に行政が対応する支援体制の構築に取り組むこと。

➢ 教職に就いた者の奨学金の返還免除について学部段階についても検討を進めること。

➢ 学校の教育力や課題対応力を最大化するための校長等の管理職のマネジメント能力を強化する研修を促進し、自治体の首長や教育委員会が教育に

関するマネジメントの経験や能力を有する適任者を広く教育長や校長に選任できるようなプラットフォームの形成を促すこと。

➢　学校や劇場・音楽堂等、地域における文化芸術鑑賞・体験、スポーツ体験、自然体験、社会体験などの体験活動、読書活動の機会を学校や地域で充実させること。GIGA スクール構想第２期を見据え、ICT と体験活動のベストミックスを目指すこと。

➢　コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進、公民館・図書館・青少年教育施設等の社会教育施設の活用促進等、学校・家庭・地域の連携・協働を推進すること。

➢　チーム学校の推進にあたり、教職課程・教員免許制度の見直し、デジタル技術も活用した教員養成における学びの質保証、地域教員希望枠を活用した現場課題に対応するカリキュラムの構築、特別免許状等の活用などによる多様で質の高い教師の養成・確保に取り組むこと。

2. 学びのセーフティネットの構築

➢　奨学金の拡充が続き、今後の拡充も見込まれる中、安定的で着実な実施のため、日本学生支援機構の業務増の経費、システム改修費、IT 専門人材の採用、周知広報・理解促進等のため体制整備に取り組むこと。

➢　幼児教育・保育の無償化を着実に実施すること。

➢　大学校内や教育実習でのハラスメント行為の相談窓口の設置など被害者支援や、ハラスメント対策の周知徹底、教職員等への研修などの取組を加速すること。

➢　通学路の安全対策のため地域や警察等と連携した安全確保や、ガードレールや縁石等の整備に取り組むこと。

➢　国公私立学校施設の老朽化対策、避難所ともなる学校の非構造部材を含む耐震化、体育館への空調整備、トイレ改修、バリアフリー化、浸水対策や非常用発電機等の整備を含む防災機能強化など、資材の高騰等の状況も踏まえた上で対策を進めること。特に公立小中学校の体育館の空調整備については、空調設備整備臨時特例交付金等を活用し、地域の実情に応じた柔軟な運用等により、整備のペースを加速すること。

➢　近年の自然災害の被害等を踏まえ、地震津波火山観測網の整備、災害機能を有する大学や高専練習船の整備、独立行政法人施設の老朽化対策、文化財の防災対策などの対策を、令和７年６月に策定された「第１次国土強靱化実

施中期計画」に基づき着実に進めること。

➢　こども家庭庁、農林水産省、文部科学省等が連携して、主食・おかず・ミルクのそろった完全給食の実施や、食育の充実、負担軽減など自治体の取組を後押しすること。

3. GIGA スクール構想の更なる推進等学びの充実

➢　国策として推進する GIGA スクール構想の一人一台端末について、自治体の状況に合わせて端末更新を着実に進めること。

➢　ネットワークアセスメントの徹底や、その結果を踏まえた高速大容量の通信環境の整備、自治体の取組への伴走支援の強化、高等学校の端末整備、教職員等の端末整備、質の高い学習ソフトの提供、ICT を活用した多様な学びができる環境・施設整備の支援、次世代校務 DX の推進に取り組むこと。

➢　ネットワーク環境整備、情報セキュリティの確保、伴走支援の強化、校務 DX の推進など「教育 DX 支援パッケージ」としてトータルで支援すること。一人一台端末更新、基盤的ツールの整備、クラウド環境の整備、生成 AI の活用、教育データの利活用、デジタル教科書の導入等について、障がい児や外国人の子ども等へのインクルーシブの観点も持ちながら取り組むこと。また、個人情報保護等安全・安心を確保しながら福祉との連携も含めて教育 DX を進めること。

➢　デジタル教科書について無償提供により全ての小中学校等への導入を進めるとともに、デイジー教科書等の音声教材の支援を拡充すること。

➢　学びの基盤となる読解力の育成、幼児期及び幼保小接続期の教育の質的向上とそれを支える体制の整備、初等中等教育段階からの理数教育や芸術教育、アントレプレナーシップ教育、文理横断的な学び、日本科学未来館も活用した探究・STEAM 教育の推進、デジタル人材等の専門性を持った教員の登用の促進、スーパーサイエンスハイスクール（SSH）における課題研究の高度化や国際的に活躍する次世代科学技術人材の育成など、児童生徒等の更なる能力の伸長を図る取組を推進すること。また、新しい普通科の設置も含めた高校教育改革を推進すること。

➢　献血基盤を支える若年層へのアプローチのため、小中学校においても献血について学ぶ機会を得られるよう学習指導要領への記載や外部講師の活用、動画等の教材の検討に取り組むこと。

➢　令和８年度からの部活動の地域展開等の全国実施に向け、子どもたちのスポーツ・文化芸術活動に係る体験格差を解消し、学校の働き方改革を通じた公教育の再生に資するよう、国の定めた要件等に基づき地方公共団体が地域クラブ活動の認定を行う仕組みを整備しつつ、国・都道府県・市区町村が支え合う新たな支援制度を構築すること。その際、地域クラブ活動への参加費は現状の部活動等における負担額を超えない低廉な額とするとともに、経済的困窮世帯の生徒等への支援、また、人材バンクの設置やアスリート・アーティスト人材の活用等の推進、部活動指導員の配置支援の継続など、地方公共団体の抱える課題への対応をきめ細かく行うこと。

➢　部活動の地域展開を進めるにあたり、次代を見据えてアニメ、ゲーム、映画、舞台、ダンスなどのクリエイターやアーティストのすそ野を広げるためにも、クリエイター等の部活動・地域クラブ活動を支援し、情報リテラシー教育の強化や、不登校や地方在住の子どもたちへの豊かな体験活動の機会の確保に繋げること。

➢　防災知識・災害リスクの学習や実践的な避難訓練、学校と地域の連携など防災教育の一層の充実を図ること。

4. いじめ・不登校対策、日本語教育等の推進、虐待防止・社会的養護の推進

➢　不登校の要因について教師と児童生徒の認識に差があることも踏まえ、一人一台端末を活用した心身の変化の発見・相談の普及を進めるとともに、授業の家庭への配信、必要な教職員定数の確保、校内教育支援センター支援員の配置充実やSC・SSW等の拡充、教育支援センターの機能強化、外部人材の活用など指導・体制の抜本的拡充を図ること。高校進学に学習評価が活用できるような「特例制度」を着実に検討し実施すること。

　不登校児童生徒や保護者への支援を図るため、教育委員会が実施する保護者会等の開催支援や当事者に寄り添った情報提供の充実・強化に速やかに取り組むこと。また、教育と福祉との連携のため、学校と障害児支援施設との情報共有や個別の支援計画の情報共有を推進すること。

➢　いじめの未然防止・再発防止の推進、SOSの出し方に関する授業や、専門家を活用した相談体制の整備、関係機関との連携強化、養護教諭の配置支援の強化、いじめ対策・不登校支援等に関する調査研究を実施し、誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校・いじめ対策、子どもの自殺対策を推進すること。

➢　不登校、いじめ、自殺、児童虐待、貧困等の課題を抱える子どもやヤングケアラーのための支援スタッフの配置拡充を図ること。

➢　不登校児童・生徒、発達障がいの困難さに向かい合う子どもや、特定の分野で特異な才能を持つ子どもが直面する困難さを取り除くため、時間的・空間的に多様な学びを可能とし、学びの多様化学校や夜間中学、NPO などとの連携を図り、多様な学びの教育技術や ICT を活用した教育の先進事例・好事例を収集・分析・共有して全国の小中高校における多様な教育の展開を支援すること。

➢　多様な背景を持つ学齢経過者に、義務教育を受ける機会を実質的に保障する場として、夜間中学の設置促進・充実（各都道府県・指定都市に 1 校以上）に努め、複数校を設置しようとする自治体への支援にも取り組むこと。

➢　「日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律」を踏まえ、認定制度や日本語教員試験の円滑な実施のための体制の更なる強化に取り組むこと。

➢　登録日本語教員の養成・研修の推進、認定日本語教育機関や登録日本語教員の活用推進のため、多言語情報発信等を着実に進めるとともに、認定日本語教育機関や企業等が連携した質の高い日本語教育の提供体制の整備を図ること。

➢　専門性を有する登録日本語教員を含めた日本語教師や地域のボランティア等が連携して実施する日本語教室を支援する等の地域の日本語教育体制づくりの強化に取り組むこと。

➢　全ての外国人の子どもの就学状況の管理・把握や就学促進に取り組むこと。また、日本語指導補助者等の派遣や ICT の活用、デイジー教科書等の使用、高等学校段階を含む学校での指導支援体制を強化すること。

➢　教育のグローバル化や、高等学校における「特別の教育課程」に向けた日本語指導等に必要な教員配置の充実、高等学校入学者選抜時の外国人特別枠の設定の推進、進路・就職相談に係る支援の充実を図ること。

➢　教育と福祉の一層の連携等の推進のため、教員養成段階での発達支援等に関する教育の充実や、学校に発達支援や家庭支援の専門家の常駐、福祉部局と一体となり支える教職員配置に取り組むこと。地域に行き場のない強度行動障害を有する者の実態把握とともに、受け入れ体制を整備すること。

5. 特別支援教育等の推進

➢ 発達障がいや医療的ケアが必要な子どもを含む障がいのある子どもの学びの環境整備・質の向上や、就労も見据えた高等学校における通級による指導の充実や外部専門家の配置も含む個々の教育的ニーズに応じた多様な学びの場の整備、障がいのある子どもと障がいのない子どもができるだけ同じ場所で共に学ぶ「インクルーシブ教育システム」の推進に取り組むこと。その際、障がいのある子どもが個々に応じた適切な教育を受けられるよう、特別支援学級と通級による指導の適切な選択を促し、通級による指導の円滑な運用を図ること。また、大学等を含め生涯にわたる多様な学びの支援、及び視覚障がい者等の読書環境の整備に取り組むこと。

➢ リラックス・パフォーマンスをはじめとした障がい者も鑑賞しやすい実演芸術の公演などを含む障がい者等による文化芸術の鑑賞・創造・発表機会の創出や支援人材の確保、オリンピアン・パラリンピアン等のアスリートによる指導などスポーツ活動の推進に取り組むこと。その際、障がいのある児童生徒の体育活動等の実態を踏まえた指導の充実を行うこと。

➢ 学校における医療的ケアの実施体制の充実を図り、看護職員等の配置を進め、送迎など家族の負担軽減を進めること。

6. グローバル人材や地域中核人材等の育成

➢ 初等中等教育段階からの国際交流の機会を充実させる「トビタテ！留学JAPAN」の発展的推進を図り、「アジア高校生架け橋プロジェクト＋」の充実強化等を通じた高等学校段階における外国人留学生の受け入れ促進、オンラインを活用した国際交流の推進やAI等を活用した英語教育の充実を図ること。

➢ 外国人留学生の戦略的な受入れに向けたリクルーティング機能の強化や奨学金の活用・充実、教育・研究内容の改善による大学の魅力向上、海外の大学とのネットワークへの参画による日本の大学のプレゼンス向上を支援すること。

➢ 日本人学生の留学に関して、単位互換等を含め、海外の大学との連携を強化し、より質の高い中長期の留学ができる環境整備、官民連携など留学時の給付型奨学金の拡大等含め留学後に為替変動の影響を受ける者の奨学金返還の負担軽減の方策の推進に取り組むこと。

➢　伝統文化・芸術を含めたあらゆる分野で新たな国際化の潮流に対応するための大学の国際化や日本の留学文化の変容による留学モビリティの拡大に継続的に取り組めるよう抜本的な支援の拡充を行うこと。

➢　魅力ある地方大学づくりに向け、強みや特色をのばす戦略的経営を後押しし、自らの知的・人的リソースを生かした地域貢献、大学発ベンチャー創出を含めた産官学の連携による課題解決・社会実装、それらの活動基盤となるキャンパス全体の共創拠点の実装化や地域における大学を核とした教育研究環境の充実等を推進すること。

➢　学生数減少に伴う高等教育全体の規模適正化を踏まえつつ、地域の高等教育へのアクセス確保等を図るため、地域の産官学金等による「地域構想推進プラットフォーム」の構築など地域大学振興の取組を強力に推進すること。

➢　「在外教育施設における教育の振興に関する法律」を踏まえ、海外の子どもの学びの保障に万全を期し、国内同等の教育環境の整備、在外教育施設ならではの特色ある教育の推進を旨として、指導体制の充実、派遣教師が安全・安心に赴任できるような環境整備、ICT 利活用促進に向けた環境整備、グローバル人材育成機能の抜本的強化等に向けた支援を行うとともに、外務省と連携した安全対策等危機管理体制の万全化、在外教育施設を拠点とする国際的な交流の促進に取り組むこと。

7. 大学等の機能強化等

➢　人件費・物価の高騰等を踏まえ、運営費交付金や私学助成、施設整備費補助金等の基盤的経費の拡充に努めるとともに、国立大学の機能強化や、キラリと光る地方大学や小規模大学、私立大学・短期大学に対する支援を拡充すること。また、産業人材育成プラン等を踏まえ、成長分野をけん引する大学等の機能強化や、高専の高度化・国際化を強力に推進すること。

➢　文理融合で課題解決力を身につけるリベラルアーツ教育の推進や、大学等におけるデータサイエンスの全学的な履修促進を進めること。

➢　大学病院の教育・研究・診療機能を維持しつつ、勤務する医師の働き方改革を推進すること。特に、研究時間の減少が懸念されることから、研究力向上に取り組む大学・大学病院を支援すること。また、総合的な診療能力を有する医師等社会ニーズに即した医療人材養成のための大学医学部における教育プログラムの充実など人材養成機能の強化を図るとともに、医師派遣等を通じて大学病院が地域医療に貢献できるよう支援すること。

➢　専門職大学を含む大学・高専・専門学校の機能強化や拡充、大学・高専におけるデジタル分野の教育の普及･展開等を行うコンソーシアム活動等への支援を通じ、デジタル人材育成の更なる推進を図ること。

➢　小中高段階での情報活用能力の向上の推進、義務教育段階でのデジタルものづくりやプログラミング教育の推進、ガイドラインを踏まえた生成 AI の利活用に関する実証的な取組や事例の普及、先端技術活用への対応、高校段階での理系学部進学率の向上やデジタル等の人材育成強化に向けた DX ハイスクールの一層の推進に取り組むこと。

➢　大学・専修学校等におけるデジタル分野をはじめとしたリ・スキリングの機会を提供し、社会や企業の理解・評価の促進、高度かつ専門的な人材育成のコンテンツ開発、社会人が学びやすい環境整備、企業成長を促進するリカレント教育によるエコシステムの創出など､持続可能なリカレントプログラムの実施に取り組むこと。

8. 文化芸術立国・スポーツ立国の実現

➢　若者を含めた芸術家やクリエイターが尊厳を持って生き生きと創造活動を続ける基盤整備・環境整備のため、府省縦割りを超えたクリエイター基金の積極的な活用を促進すること。

➢　劇場・音楽堂等における優れた公演活動や文化芸術団体の活動支援、統括団体等の文化芸術団体の機能強化、自律的・持続的な発展支援、芸術家等の活動基盤の強化及び業務特性を踏まえた働き方改革､新進芸術家の海外での研修機会の充実、舞台芸術の活性化、EPAD 等のデジタル技術を活用した文化芸術活動を推進すること。

➢　我が国の文化芸術の顔となる国立劇場の再整備を国の責任において確実に行うこと。新国立劇場の体制整備やグローバル拠点としての機能強化・有効利用の促進等の国立文化施設の機能強化､改正博物館法の理念に基づく文化施設の機能強化・デジタル化を進めること。

➢　障がいの有無にかかわらず文化芸術を創造･享受できる環境を整備するため、文化施設のバリアフリー化を推進すること。

➢　マンガ、アニメ、ゲーム、特撮等のメディア芸術の振興のため、クリエイター専門人材等の育成やマンガ原画やフィルム等の収集・保存及び展示・活用､その中核となる国の収蔵施設や研究拠点としてのメディア芸術ナショナ

ルセンター（仮称）の整備に向けた取組を推進すること。

➢　マンガ、アニメ、ゲーム、映画、音楽等のコンテンツ分野における産学官連携による高度専門人材・中核的専門人材の育成・確保とその活躍・発信の場でもある文化施設の機能強化、東アジアや ASEAN 諸国をはじめとした国際文化交流の推進、アート市場活性化、ビジネスの考え方を取り入れた文化芸術の国際発信強化とグローバル展開の戦略的推進、AI 新時代を見据えたデジタル言語資源の取組を推進すること。

➢　地域社会に好循環を生む持続可能な文字・活字文化の振興モデルの構築、翻訳家の育成や海外展開支援による文字活字文化のグローバル発信・普及、読書活動の総合的な取組を推進すること。読書バリアフリーの環境整備、読書推進人材等の社会教育人材の活躍・育成促進、図書館や書店等の DX 化を含めた連携促進など、多様なニーズと多様な読書スタイルに応えられる読書環境を整備すること。

➢　文化財の保存技術の継承をはじめとする文化芸術の担い手育成については、育成段階での低収入や、後継者問題を抱えており、雇用の安定や資金調達等も含めた相談体制を構築すること。また、障がい者の就業機会の支援や、中学生・高校生・大学生を含む大人の職業体験の支援等、担い手育成を推進すること。

➢　文化財活用の前提となる修理・防災対策等の強靱化や維持管理に係る支援の充実、官民連携による文化観光に資する高付加価値化などを一層推進すること。また、個人所有の文化財の維持管理に係る費用のうち個人の負担軽減策について取り組むこと。

➢　無形の文化財等の調査・登録、文化財の修理人材や用具・原材料の確保、適切な周期での文化財修理、国立文化財修理センターの 2030 年までを目途とした整備などの「文化財の匠プロジェクト」や、世界遺産に推薦中の「飛鳥・藤原の宮都」の展示・公開施設ともなる高松塚古墳壁画保存管理公開活用施設（仮称）の整備に向けた取組を着実に推進すること。我が国の貴重な文化財を守るための防犯対策等を徹底すること。

➢　歴史・文化の豊かな京都の地から文化庁ならではの地方創生を実現するため、我が国が誇る文化財、世界文化遺産、無形文化遺産、日本遺産、文化施設、近現代建築、食、伝統行事等の地域の文化資源の戦略的活用・高付加価

値化、文化観光推進法に基づく支援の充実、皇居三の丸尚蔵館収蔵品の地方展開等により、文化資源の保存・活用の好循環を生み出すとともに、地域における文化芸術活動を推進する専門的人材の育成を通じた地域文化振興拠点の強化を図ること。

- ➢ 2025 年大阪・関西万博に向けて取り組んできた「日本博 2.0」について、これまでの取組を検証した上で、新たな日本博へと発展させ、地域の文化資源を活かした様々な取組を持続可能な形で全国各地で実施すること。
- ➢ 劇場・音楽堂等の女性トイレの混雑は女性の健康への影響、高齢者等の鑑賞を躊躇させることから、劇場・音楽堂等における女性トイレの混雑緩和の設計を支援すること。また、公共施設には犯罪機会抑止の観点をもったトイレの設置・設計を促すこと。
- ➢ 武道等のスポーツツーリズムの推進、スタジアム・アリーナ等をより一層まちづくりとして総合的・複合的に整備・活用するスポーツコンプレックスの推進、他産業とのオープンイノベーション促進、地域のスポーツに関わる人材の育成等の、スポーツを活用した地域活性化やスポーツの成長産業化・経済好循環の創出を推進する。
- ➢ 愛知・名古屋 2026 アジア・アジアパラ競技大会をはじめとする国際競技大会等を見据えたアスリート支援・環境整備等を通じた持続可能な国際競技力の向上、バーチャル空間を活用した競技・健康スポーツ環境の向上、スポーツを通じたライフパフォーマンスの向上、幼児期からのスポーツ習慣化を通じた健康増進、パラスポーツの振興や多様な主体のスポーツ機会の創出、団体のガバナンス強化、ドーピング検査体制の充実や防止活動の推進、国際交流・協力、地域のスポーツ環境整備など東京オリンピック・パラリンピック競技大会のレガシーとして「スポーツ立国」を実現すること。

9. 科学技術立国の実現・イノベーションの創出

- ➢ 10 兆円規模の大学ファンドによる世界最高水準の研究大学の実現とともに、地域の中核大学や特定分野に強みを持つ大学への支援の効果的な実施等を通じ、多様で厚みのある研究大学群の形成支援を図ること。
- ➢ 挑戦的・国際的・創発的研究への支援も含む科研費等の競争的研究費の拡充や大学の研究環境の充実、欧米等先進国やグローバル・サウス等との国際共同研究を通じた国際頭脳循環の強化、世界トップレベル研究拠点の形成、

グローバル・コモンズ保全への科学の活用、世界の学術フロンティアを先導する大型研究計画等の戦略的推進、大学の枠を超えた学術研究基盤の整備を戦略的に進め、先端科学の国際ネットワークへの参画を推進すること。また、研究者と企業のマッチングや活動支援の強化、ソフト・ハード一体となったイノベーション拠点の整備に取り組むこと。

➢ 総合科学技術・イノベーション会議を中心に国としてのオープンアクセス方針の推進に取り組むこと。また、蓄積されたデータの利活用に重点を置き、マテリアル DX プラットフォームの強化等を図ること。

➢ 海外で物価高や円安等の影響を受けている日本人留学生や研究者に対して必要な支援を行うこと。

➢ 科学技術人材に対する投資の抜本的拡大、科学技術人材の多様な場・機会での活躍拡大、人材を支える組織・機関の役割の最重視という考え方のもと、科学技術・イノベーション政策の中核的基盤である「科学技術人材」の育成・活躍促進を体系的・総合的に促進すること。特に、優れた研究者や研究開発マネジメント人材の育成・確保や、そのための環境の整備・処遇改善、世界トップ水準の大学院教育を行う拠点形成の促進、博士課程学生への支援や博士人材の活躍促進、次世代の科学技術人材の育成、関連制度・システム改革を総合的・体系的に推進・強化すること。

➢ スタートアップ育成 5 か年計画に基づき、大学・高専発スタートアップ・エコシステムの強化、医療系分野を含むディープテックに関する大学等発スタートアップの創出に向けた GAP ファンドや、創業後の成長支援に取り組むこと。

➢ 小中高大の幅広い段階でのアントレプレナーシップ教育の充実と定着に引き続き取り組むこと。

➢ 女性研究者への支援を充実・拡充するとともに、女子中高生の理系分野に対する興味・関心を喚起し、更に意欲・能力を伸長する取組を進めること。

➢ 認知症等の克服に向けた革新的な脳神経・精神疾患研究や iPS 細胞等を活用した難病研究、次世代バイオ・ゲノム創薬、がん治療研究、生殖医療や小児医療への貢献等、生命の発生から老化までの過程での健康、病気の発生や進行のメカニズムについて解明する「ライフコース」の研究を推進すること。ワクチン・治療薬・診断薬の研究開発等を強化し感染症有事対応能力の向上を図ること。

➢ 生命科学の研究力を強化するため、医師の働き方改革を踏まえた研究環境

整備や基礎研究を推進するための競争的研究費の拡充、バイオリソース・バイオバンク・データベース等の研究基盤の強化等を行うこと。

➢　我が国が強みを有する iPS 細胞等の再生医療について、革新的なシーズを絶え間なく発掘するとともに、異分野連携を含む基礎研究から実用化まで一貫した支援を行うこと。

➢　先端研究設備・機器の日本全体での戦略的な整備・共用・開発や、大学共同利用機関等のポテンシャルを生かした先端研究設備の大規模集積・自動化・自律化・遠隔化と伴走支援の一体的な提供による研究環境の高度化・高効率化に加え、スーパーコンピュータ「富岳」の次世代フラッグシップシステムの開発・整備を含む研究データの適切な保存・管理、流通、活用を促進する情報基盤等の強化及び科学研究向け AI 基盤モデルの開発・共用等の AI for Science の加速を通じた科学研究の革新に取り組むこと。

➢　生成 AI を含む情報科学技術に係る研究の加速や、革新的 ICT の創出、博士後期課程学生を含む若手研究者の育成、「富岳」の次世代フラッグシップシステムを見据えた計算科学技術分野のアプリケーション開発等を推進すること。

➢　SPring-8 や NanoTerasu、J-PARC 等の先端的な大型研究施設について、産官学の研究者による積極的な利活用を通じて国際競争力を強化するため、施設の整備・高度化や老朽化対策を推進すること。

➢　現行の 100 倍の輝度をもつ世界最高峰の放射光施設を 2029 年度に共用開始することを目指し、SPring-8-Ⅱの整備を着実に推進すること。

➢　革新的な GX 技術の研究開発力の強化、気候予測データ等の充実や利活用の加速化、原子力分野における革新的な技術開発等、環境エネルギー分野の研究開発及び人材育成を推進すること。

➢　様々な機器の省エネ・高性能化に貢献し、我が国が強みを有する革新的なパワー半導体等のアカデミアにおける次世代半導体に関する研究開発、研究基盤整備及び人材育成を強化すること。

➢　フュージョンエネルギーの早期実現に向け、アカデミアや民間企業を結集した技術開発体制の構築や試験施設・設備群の整備、戦略的な人材育成等を推進し、原型炉実現に向けた基盤整備を加速すること。

➢　ITER 計画/BA 活動を通じて引き続きコア技術を着実に獲得するとともに、多国間・二国間の連携を強化すること。

➢　Society 5.0 や SDGs を見据え、バイオものづくり、AI ロボット、我が国

の強みであるマテリアル革新力や核物理を含む量子技術、防災 DX 及び防災科学技術等を推進すること。

➢ 火山調査研究推進本部において取りまとめた総合基本施策の中間とりまとめを踏まえた火山観測・調査研究の充実や火山専門家の育成・確保を進めること。

➢ 宇宙分野の継続的な発展に向けた、民間投資や宇宙実証の加速、地域やスタートアップ・大学等の国際競争力に繋がる特色ある技術の獲得・活用や地域の産業集積等の観点から、宇宙戦略基金について、速やかに総額１兆円規模の支援を目指すこと。

➢ 次期基幹ロケット等に向けた研究開発、先進的な衛星システムの構築とデータ利用の促進、プラネタリーディフェンスに向けた研究開発に取り組むとともに、ポスト国際宇宙ステーション（ISS）を見据えた地球低軌道活動の充実・強化、有人与圧ローバや月周回有人拠点（ゲートウェイ）の開発をはじめとする国際宇宙探査（アルテミス計画）等、日米連携による日本の有人宇宙活動を一歩先に進めること。また、これらを支える JAXA の体制・技術基盤を強化すること。

➢ 令和８年就航を見据えた北極域研究船「みらいⅡ」の着実な建造を進めるとともに、国際研究プラットフォームとして活用するための取組を推進すること。深海・海溝域の探査・採取プラットフォームの構築に向け、新たな母船の建造などの取組に着手するとともに、全球海洋観測・地球環境の将来予測など海洋・極域の研究開発を推進すること。

➢ 破壊的なイノベーションを生むための挑戦的な研究開発を安定的に支援していくため、「ムーンショット型研究開発制度」を推進すること。

➢ 経済安全保障重要技術育成プログラムを通じて、AI や量子、マテリアルなどの重要技術について、関係省庁と連携して着実に研究開発を推進するとともに、本プログラムによる継続的かつ強力な支援の実現を目指すこと。

➢ 放射性同位元素医薬品の安定供給のため、試験研究炉・加速器等を用いた医療用ラジオアイソトープの製造や利用を推進すること。

10. 令和６年能登半島地震への対応

➢ 代替施設の確保及び移動への支援を含む被災した児童生徒・学生の学びの継続や就学機会の確保、児童生徒や教職員を対象とした心のケアの実施に取り組むこと。

➢　学校施設、社会教育施設、文化財、社会福祉施設等の災害復旧への支援やスポーツを通じた被災者の心身の健康の保持・増進に取り組むとともに、被災者・被災地域の希望となる文化芸術や地域伝統行事、スポーツイベントなどを含む「創造的復興」に取り組むこと。

➢　被災地における学びの継続支援のための派遣等の枠組み（D-EST）の充実等に取り組むこと。

以上